

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

October, 2012

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 25 年 1 月より税務調査手続を定めた国税通則法の規定が
施行されます。(税務調査手続の明確化)

税務調査手続の明確化

税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととされました。
ただし、課税の公平確保の観点から、一定の場合には事前通知を行わないこととされました。

課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続が整備されました。

納税者から提出された物件の預かりの手続のほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることが法令上明確化されました。

これらの改正は税務調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の方の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と、申告納税制度の一層の充実・発展に資する等の観点から、調査手続に関する従来の運用上の取扱いを法令上明確化するものであり、基本的には、税務調査が従来と比べて大きく変化することはありません。

改正に関する Q & A (国税庁ホームページから抜粋)

について

Q. 実地調査を行う場合には必ず事前通知がなされるのですか？

A. 実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税者の方に対して、調査開始前に相当の時間的余裕を置いて、電話等により、実地の調査を行う旨、調査を開始する日時・場所や調査の対象となる税目・課税期間、調査の目的等を通知します。

ただし、法令の規定に従い、申告内容、過去の調査結果、事業内容などから、事前通知をすると、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ、又は、その他、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、事前通知をしないこともあります。

なお、事前通知が行われない場合でも、運用上、調査の対象となる税目・課税期間や調査の目的などについては、臨場後速やかに説明することとしています。

について

Q. 更正決定等をすべきと認める場合は調査結果の内容が説明されることとなっていますが、その内容を記載した書面をもらうことはできますか？

A. 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、納税者の方に対し、更正決定等をすべきと認める額やその理由など非違の内容を説明します。

法令上は説明の方法は明示されておらず、説明は原則として口頭で行いますが、必要に応じて、非違の項目や金額を整理した資料など参考となるものを示すなどして、納税者の方に正しく理解いただけるように十分な説明を行うとともに、納税者の方から質問等があった場合には分かりやすい説明に努めます。

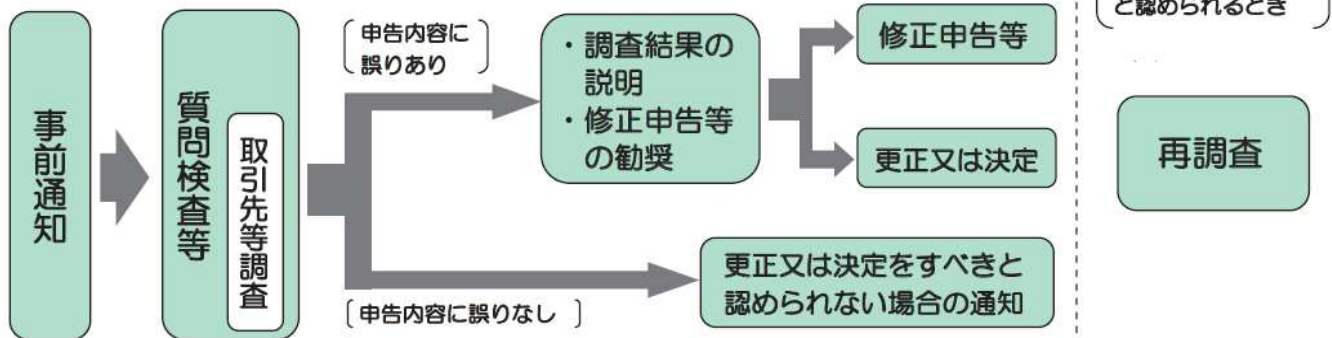
なお、調査が電話等によるもので、非違の内容が書面での説明でも十分にご理解いただけるような簡易なものである場合には、納税者の方にその内容を記載した書面を送付することにより調査結果の内容説明を行うこともあります。納税者の方からの要望に応じて調査結果の内容を記載した書面を交付することはありません。

について

Q. 正当な理由がないのに帳簿書類等の提示・提出の求めに応じなければ罰則が科されるということですが、そうすると事実上は強制的に提示・提出が求められることにならないでしょうか？

A. 帳簿書類等の提示・提出をお願いしたことに対し、正当な理由がないのに提示・提出を拒んだり、虚偽の記載をした帳簿書類等を提示・提出した場合には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されることがありますが、税務当局としては、罰則があることをもって強権的に権限を行使することは考えておらず、帳簿書類等の提示・提出をお願いする際には、提示・提出が必要とされる趣旨を説明し、納税者の理解と協力の下、その承諾を得て行うこととしています。

《税務調査手続の流れ(イメージ)》



(文章担当 大西、竹内)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください！

Q. 「簡単さん」「普通さん」「難問さん」というあだ名のおじいちゃんが3人います。この中で、一番良い人なのは誰？